

三笠市議会政務活動費条例

〔 平成 13 年 6 月 29 日 〕
〔 条 例 第 11 号 〕

改正	平成 14 年 12 月 27 日 条例第 52 号	平成 24 年 12 月 28 日 条例第 31 号
	平成 20 年 9 月 30 日 条例第 25 号	平成 27 年 12 月 28 日 条例第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項の規定により、三笠市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、三笠市議会（以下「議会」という。）における会派及び議員に対する政務活動費の交付に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「会派」とは、議員 2 人以上で組織し、議長に結成を届け出た会派をいう。

(交付の対象)

第 3 条 政務活動費は、会派又は議員に対して交付する。

(交付の方法)

第 4 条 政務活動費は、年 1 回交付するものとし、第 9 条の規定に基づく交付の決定を受けた月からその年度の末月までの月数分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が終了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

(会派に対して交付する政務活動費)

第 5 条 会派に対する政務活動費の交付は、次のとおりとする。

- (1) 会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）におけるその会派の所属議員の数に月額 4,200 円を乗じて得た額を交付する。
- (2) 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- (3) 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、その議員は所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(議員に対して交付する政務活動費)

第 6 条 議員に対する政務活動費の交付は、次のとおりとする。

- (1) 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、月額 4,200 円を交付する。
- (2) 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

(3) 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散によって議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 7 条 政務活動費は、別表に定める会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

(交付の申請)

第 8 条 会派の代表者又は議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期限までに、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して、政務活動費の交付の有無を決定し、会派の代表者又は議員に通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 10 条 政務活動費の交付の決定を受けた会派の代表者又は議員は、領収書又はこれに準ずる支出証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、政務活動費に係る支出の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、政務活動費の交付の決定を受けた年度の 3 月 1 日から 3 月末日までの間に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付の決定を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付の決定を受けた議員が、議員でなくなったとき（死亡による場合を除く。）若しくは会派に所属したときは、前項の規定にかかわらず、その会派の代表者又は議員であった者若しくは会派に所属した議員は、解散の日又は議員でなくなった日若しくは会派に所属した日から 30 日以内に実績報告書を提出しなければならない。

4 議長は、第 1 項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して、必要に応じ調査を行い、補正の必要があると認める場合は補正を求めたうえで、市長に提出しなければならない。ただし、提出者が議長の場合は、副議長がこれを行う。

(交付の確定)

第 11 条 市長は、前条第 4 項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して、交付すべき政務活動費の額を確定し、会派の代表者又は議員に通知しなければならない。

(請求及び支払)

第 12 条 政務活動費の交付の確定を受けた会派の代表者又は議員は、確定通知を受けた日から 10 日以内に市長に請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求のあった日から、30 日以内に交付する。

(政務活動費の返還)

第 13 条 議長は、会派又は議員が、偽りその他不正な手段により政務活動費の交付の決定

又は確定を受けたと認めるときその他この条例及び関係規則に違反していると認めるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったとき又は自らこれを確知したときは、政務活動の交付の決定又は確定を取り消し、取り消しに係る部分の政務活動費に関し、会派又は議員に期限を定めて返還を命じるものとする。

(実績報告書等の保存及び閲覧)

第 14 条 議長は、第 10 条第 1 項の規定により提出された実績報告書及び領収書等を、提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の実績報告書及び領収書等の写しの閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第 15 条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

- 2 会派及び議員は、政務活動費の趣旨を踏まえ、適正に使用するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 14 年 12 月 27 日条例第 52 号)

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日条例第 25 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 12 月 28 日条例第 31 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 72 号) 附則第 1 条ただし書に規定する日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 28 日条例第 36 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 27 年度における改正後の三笠市議会政務活動費条例第 4 条の規定の適用については、同条中「交付の決定を受けた月」とあるのは「平成 27 年 5 月」とする。

別表(第7条関係)

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
会議費	会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
広報費	会派又は議員の活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	市民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	必要な図書、資料等の購入に要する経費